

事務連絡
令和2年4月30日

管内 介護サービス事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様

北アルプス広域連合
介護福祉課長 麻田 俊一

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者等が
発生した場合の取扱いについて（通知）

日頃より、当広域連合の介護保険業務に関し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症について、各事業所におかれましては、予防の徹底など対応いただく中で、サービス提供にあたっていただき、重ねて感謝申し上げます。

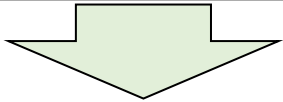
さて、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」において、感染対応また発生した場合の取り組みについての通知があったところです。つきましては、福祉施設等において「感染が疑われる者等」が発生した場合における、具体的な取扱いまた管内での連絡先等については別紙のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

（なお、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡のサービスごとの取組方法についても、添付しますのであわせてご確認ください。）

北アルプス広域連合 担当：介護福祉課介護保険係 麻田 太田 電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011 E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

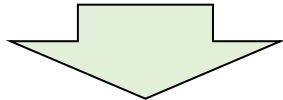
福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者等が発生した場合の対応

○風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者
又は強いだるさや息苦しさがある者等を確認した場合
(サービス利用時等の検温や聞き取り等により施設等において判断)



○該当者を個室に移動(入所系)または帰宅(入所系以外)させてください。
○速やかに管理者等に報告し、関係者で情報共有
○嘱託医の受診または主治医等の受診を勧めてください。
▷ 事前に連絡を入れて、症状を伝えてから受診するようにしてください。

嘱託医、主治医等がPCR検査の必要ありと判断した場合



○「有症状者相談窓口」に電話連絡してください。
▷大北管内有症状者相談窓口：0261-23-6560(大町保健所 相談窓口)
▷保健所の指示に従ってください。



検体を採取した場合

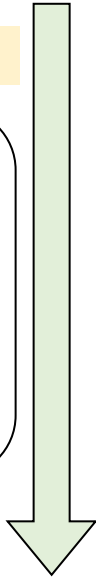
検体を採取しなかった場合

○指定権者(県・広域連合)、地域包括支援センター(市町村担当課)に相談・報告
○検査結果が出るまでの間の施設運営については、感染拡大防止に努めてください。
○当該利用者と長時間接触した者等の洗い出し
※状況によっては、サービス提供の一時休止を勧められる場合があります。



検査の結果、感染者と確認された場合

検査の結果、感染が確認されなかった場合



○感染者は原則入院
○濃厚接触者を保健所が特定
▷濃厚接触者とされた職員は自宅待機
▷濃厚接触者とされたサービス利用者(入所系以外)については、居宅介護支援事業所へ速やかに報告。指定権者、地域包括支援センターとサービスの必要性等を検討し、対応方法については保健所に相談

○別添の厚生労働省事務連絡に従って、引き続き予防を徹底し、サービス提供

■ 福祉施設等で感染が疑われる者等が発生した場合の連絡先一覧

機関名	連絡先	受付時間・対応
≪大北管内有症状者相談窓口≫ 大町保健所	(感染症状について) 0261-23-6560	24時間対応
≪指定権者(県)≫ 大町保健福祉事務所福祉課 【施設系サービス・訪問介護・ 通所介護等】	(事業所運営に関する相談等) 0261-23-6507	平日・休日ともに 8:30~17:15
≪指定権者(広域)≫ 北アルプス広域連合介護福祉課 【地域密着型サービス等】	【平日】 0261-22-7196 ----- 【休日】介護福祉課専用番号 090-5416-6955	平日・休日ともに 8:30~17:15
≪市町村・地域包括≫ 市町村担当課(福祉課) および 地域包括支援センター (市町村直営のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・大町市役所 0261-22-0420(代表) 【平日】 ・松川村地域包括支援センター 0261-62-3290 【平日時間外、休日】 ・松川村役場(宿日直) 0261-62-3111(代表) 【平日】 ・池田町総合福祉センター 0261-61-5000(代表) 【平日時間外、休日】 ・池田町役場(宿日直) 0261-62-3131(代表) ・白馬村地域包括支援センター 0261-72-6667(直通) ・小谷村役場 0261-82-2001(代表) 	平日・休日ともに 8:30~17:15 ※連絡先が代表番号となっている市町村は、代表にご連絡いただき、福祉課または地域包括支援センターを呼び出してください。